

高圧ガス施設等津波被害軽減対策事例シート

整理番号 19	実施項目 津波警報等発表時の従業員参集・配備体制の整備	
大項目 緊急措置体制	細項目 緊急参集体制	関連事例 20
実施対象施設 -	実施費用 -	実施に要する期間 -
津波被害事例等 ○地震・津波発生時など緊急時の従業員の行動基準に関して、その時点で従業員がどこにいるか、家庭・家族の安否、交通手段の事情など種々の条件を念頭においた対応策を事前に決めておくことは、二次災害の軽減にも結びつく。		
津波対策事例 【津波注意報・警報発表時における参集基準】 ○津波注意報・警報発表時における従業員の参集基準を定めており、津波注意報及び津波警報が発表された場合の対応について規定している。 ○津波注意報及び津波警報が発表された場合には、二次災害の防止のため、自動参集は行わない旨規定している。 従業員の自動参集基準 大規模地震（ <u>川崎市で震度5強以上</u> ）が発生した場合には、原則として自動参集要員は出勤する。 但し、次に該当する要員（以下出勤困難者）はこの限りではない。 ① 家族、家屋に被害を受けたため自らが対応措置が必要である場合 ② 会社までの交通機関が麻痺し、迂回しても出勤出来ない場合 ③ 住居が遠距離にある者 ④ 出張時で出勤できない者等 ⑤ 出勤時における主な注意事項 ・自家用車による出勤は行わない。 ・公共交通機関（電車・バス等）が停止している場合は出社手段として自転車の使用を可とする。 ・徒歩での出勤や夜間にまたがる場合のことを考え、懐中電灯、水、食料、ラジオ、防寒着等を携帯するなど安全対策を施し注意し出勤することを決めておく。 ・出勤後は直ちに防災本部等に出勤の旨を報告し、防災本部の指示に従って緊急対策行動をする。 ⑥ 在宅者はテレビ・ラジオ等で情報収集に心がけ、復旧対策の指示に従い速やかに出社できる体制を維持する。 * <u>津波注意報・警報の発表中は津波による二次災害が予想されるため自動参集はしない。</u>		
要点 ○大規模災害時には原則出勤することを基準に定めているものの、津波発生時など基準を適用することができない場合について、あらかじめこれを認めることにより従業員負担を軽減することができる。		